

1 景観資源の保全・活用の基本方針

尼崎市には、地域の歴史や文化など地域の特性を印象づける景観資源が数多くあります。また、特に都市美形成上重要な地域等の軸や核となる道路や河川等の公共施設も、景観資源として地域の景観づくりの先導的役割を果たしています。これらの景観資源等を保全し、活用することにより、誇りと愛着と活力ある美しいまちなみを形成します。

2 建造物等の保全制度の活用

都市美形成上特に重要な建造物等については、関係機関と連携しながら有効な保全制度を活用し、市民共通の景観資源として保全し、都市美形成の核として活用していきます。また、指定や登録をされた建築物等の周辺においては、これらの建築物に配慮した都市美誘導を行うなど都市美形成に取り組みます。

(1) 都市美形成建築物等（尼崎市都市美形成条例）

本市の都市美形成の核となる建築物または工作物を保存、活用するため、尼崎市都市美形成条例に基づき指定します。

指定にあたっては、都市美審議会の意見を聴き、所有者の同意を得るものとします。

<指定できる建築物等>

都市美形成上重要な価値があると認められ、次の各号のいずれかに該当する建築物または工作物（これらの敷地並びにこれらの敷地内の他の建築物等及びも木竹等を含む。）

- (1) 周辺地域の景観及び雰囲気の特徴付けているもの
- (2) 歴史的価値又は建築的価値をもつもの
- (3) 市民に愛され親しまれているもの

○指定されている建築物等（平成23年9月現在）

17件（農家14件、町家2件、近代建築1件）



田近邸



森松邸



尼信記念館

(2) 都市美形成地域 (尼崎市都市美形成条例)

本市には、良好な住宅地や歴史的なまちなみ、大規模な工業地や、商業・業務施設の拠点などさまざまな個性的なまちなみを持った地域が多く存在します。これらの地域の個性を活かしながら、住民等の合意形成に基づき特に良好な景観形成に取り組む地域を「都市美形成地域」として位置づけ、地域独自の都市美誘導基準等を設けることにより、地域の景観資源や個性を活かした景観形成に取り組みます。

現在、歴史的景観が形成されている寺町地区を指定しています。

<指定できる地域>

- ・歴史上特徴のある地域
- ・住宅、商業業務施設又は工業施設がそれぞれ一団となしてまとまっている地域
- ・自然景観上特徴のある地域
- ・その他特に良好な都市美の形成を図る必要があると認められる地域

(3) 景観重要建造物及び景観重要樹木 (景観法第8条第2項第4号)

①景観重要建造物の指定の方針

周辺地域の景観形成に特に寄与していると認められる建造物を景観重要建造物に指定します。指定にあたっては、都市美審議会の意見を聴き、所有者の同意を得るものとします。

②景観重要樹木の指定の方針

周辺地域の景観形成に特に寄与していると認められる樹木を景観重要樹木に指定します。指定にあたっては、都市美審議会の意見を聴き、所有者の同意を得るものとします。

<国土交通省令で定める指定基準>景観法施行規則第6条

- ア 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること
- イ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること

(4) 保護樹木等 (尼崎市の環境をまもる条例第77条)

自然の少ない本市において、現存する貴重な古木や大木を基準に基づいて保護樹木、保護樹林として指定します。

平成22年3月末現在で、69本の保護樹木（主にクスノキ、イチヨウ、ケヤキ）、40箇所、76,796平方メートルの保護樹林（主にムクノキ、モチノキ）が指定されています。



難波熊野神社の保護樹林

(5) 尼崎市指定文化財

(尼崎市文化財保護条例第5条)

本市にとって特に文化的価値の高いもの(国・県指定文化財以外)を尼崎市文化財保護条例に基づき指定します。平成23年9月現在9件の建造物が有形文化財として指定されています。



如来院本堂

(6) 国・県等の制度

景観上重要な建造物の指定、登録制度は、本市の条例や景観法によるものの他に、国登録文化財制度や兵庫県景観重要建造物制度などがあります。また、特に文化的価値の高いものを国、県が指定する文化財保護制度などもあります。

それぞれ、独自に助成や税の減免制度があり保存や活用に関してメリットがあることから、必要に応じてこれら他制度も活用しながら保存・活用を進めていくこととします。

①国登録有形文化財(文化財保護法第57条)

国の登録文化財制度とは、平成8年の文化財保護法改正により導入された、主に近代(明治以降)の建造物を後世に幅広く継承していくことを目的に、緩やかな保護措置を講じる制度です。

<尼崎市内の登録建造物> 平成23年9月現在

- 東洋精機株式会社本館事務所
- 尼崎市立大庄公民館(旧大庄村役場)
- 尼崎市役所開明庁舎(旧開明尋常小学校校舎)
- 田近家住宅(都市美形成建築物)
- 森松家住宅(都市美形成建築物)
- 芦田家住宅(都市美形成建築物)
- 本田家住宅(都市美形成建築物)
- 田中家住宅(都市美形成建築物)
- 上原家住宅(都市美形成建築物)
- 小西家住宅(都市美形成建築物)



東洋精機株式会社本館事務所

<登録有形文化財登録基準> 文部科学省告示

建築物、土木構造物及びその他の工作物(重要文化財及び文化財保護法第182条第2項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。)のうち、原則として建設後50年を経過し、かつ、次の各号の一に該当するもの

- (1) 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- (2) 造形の規範となっているもの
- (3) 再現することが容易でないもの

②兵庫県景観形成重要建造物（兵庫県景観の形成等に関する条例第21条の10）

兵庫県において地域の景観の形成に重要な役割を果たしている建造物または樹木を指定し、適切な維持管理が図られるよう必要な指導、助言を行う制度です。

<尼崎市内の指定建造物> 平成23年9月現在

- ユニチカ記念館
- 尼崎市立大庄公民館
- 尼信記念館

<指定できるもの>兵庫県景観の形成等に関する条例第21条の10

地域の景観の形成に重要な役割を果たしている建造物又は樹木若しくは樹木の集団



ユニチカ記念館



尼崎市立大庄公民館（旧大庄村役場）

3 景観資源の発掘とPR

尼崎には歴史的な建物や樹木などの景観資源が数多く存在しています。また、新たな建築物等の中にも地域のシンボリックな存在となるなど、景観に寄与しているものもあります。しかし、あまりその良さや価値を認識されていなかったり、知られていなかったりします。

このため、地域に眠る景観資源を市民とともに発掘し、市民や事業者が景観資源に目を向ける機会をつくとともに、それらの情報を広めることで尼崎の景観資源についての認識を共有し、保全や育成を図っていきます。

また、これらの景観資源を市民とともに積極的にPRすることにより、尼崎の魅力や価値を高めていきます。

○まちかどチャージング賞

都市美の形成に著しく寄与すると認められる優れた建築物等や活動を表彰しています。

○わがまち風景市民選

尼崎の風景としてふさわしいものを市民自らが応募し、選定したものを。

みんなで見つけよう
まちのチャームポイント

第8回
まちかど
チャージング賞

募集期間 平成23年6月1日(水)~7月31日(日)
毎日受付中

対象：尼崎市に立地する建築物や尼崎市内外での活動（詳しくは募集要項）
表彰部門：【まちかど建築物部門】【まちかどスポット部門】【都市景観復活活動部門】
お問い合わせ・応募先：〒650-8501（住吉本町） 尼崎市役所 景観推進課
TEL：06-6489-4600 FAX：06-6489-4637
E-mail：ami-kawabuchi@city.niigata.lh.nippon.jp
ホームページ：http://www.city.niigata.lh.nippon.jp/

○ボランティアガイド

寺町や近松公園周辺などに訪れた、市民や来訪者の人に尼崎の歴史や魅力を伝える、市民によるPR活動。



寺町のボランティアガイド

第8章 都市美形成の推進

1 都市美形成のマネジメント

「誇りと愛着と活力のある美しいまち」を育んでいくためには、公共空間の整備だけでなく、整備された公共施設の維持管理や活用、協働での都市美形成の取組、行政内部や関係機関との連携といった都市美形成の推進に向けたマネジメントを行う必要があります。

行政は専門家の助言を得ながら関係機関と連携し、都市美形成の施策に積極的に取り組むとともに、住民や事業者の理解と協力を得て、それぞれの役割を果しながら協働により都市美形成を推進します。

2 都市美形成の推進体制

(1) 都市美審議会

都市美審議会は、都市美の形成について必要な事項を調査審議するための附属機関として、学識経験者や市議会議員、市民代表により構成され、必要に応じ専門部会を設けるなど、専門的な視点から詳細な検討を行い、都市美形成建築物の指定や保存計画の策定などを行うとともに、時代に対応した新たな施策の検討などを行っています。

また、都市美形成においては、関連する部署が多岐にわたるため、総合的・計画的な取組が必要なことから、幹事会を設置し庁内関連部署と連携を図ります。



都市美審議会の現地査察

(2) 都市美アドバイザーチーム

一定規模を超える大規模建築物や都市美形成地域内の建築行為等のデザイン協議やデザインガイドラインの作成などの調査研究を行います。

チームは都市美アドバイザーと公共施設整備や保全担当の市職員で構成され、より実践的な立場から都市美形成の課題について検証し、解決に向けた検討を行います。また、これにより市職員のデザイン能力の向上も図ります。

幹線道路等沿道に建つなど都市美形成上重要な大規模建築物等の景観誘導については、会議において個別の案件を事業者等と直接協議することにより、誘導基準だけでは誘導できない総合的、効果的な都市美誘導を行います。



都市美アドバイザーチーム会議での協議

(3) 庁内や関係行政機関との連携

都市美形成に関する庁内の連携を図るとともに、関係行政機関と協議、連携を図り、総合的な都市美形成を推進します。

3 協働による都市美形成の推進

(1) 都市美形成活動の推進

一定地域における都市美形成市民団体での活動や、地域の住民等で組織するまちづくり協議会による地域の住環境の保全等を目的とした地区計画策定等の活動が行われています。地区計画の規定には、建物用途や高さなどの規定に加えて、形態意匠の制限なども定めて美しいまちなみを誘導していく取組が行われています。

市は今後もこれらの制度の活用を積極的に推進し、都市美形成に関する情報提供や技術的アドバイスをを行うなど、地域や市民が継続的に取り組んでいけるよう支援を行っていきます。

○都市美形成市民団体

一定地域における都市美の形成を目的として組織された市民団体で認定を受けることができます。

○都市美形成建築物所有者ネット研究会 (松琴会)

都市美形成建築物の所有者が相互の交流や情報交換を図り保存や活用について考える研究会です。



松琴会の見学会

(2) 美化活動の推進

建物をつくるだけでなく、まちを美しく維持することも都市美形成の取組です。

市民、事業者と行政が連携した、まちの美化活動を推進し、まちの愛着を育むとともに尼崎のイメージアップに向けて取り組んでいきます。

○不法広告物の一斉除却

市民、事業者、業界団体と協働で電柱や街灯などに貼られている貼紙などの不法広告物の除却をしています。



河川愛護団体の活動

○10万人わがまちクリーン運動

公園など自宅周辺の身近な場所の清掃や道路河川敷、駅前広場などを市民、事業者が一体となって美化推進に取り組んでいます。

○河川愛護団体

市民が河川・水路の大切さを認識し、ゴミを捨てない、川を汚さないという河川を守ろうとする意識の高揚を図ることを目的に、市民の皆さんによる河川清掃の取組を支援しています。



ラブリバー庄下川作戦

○ラブリバー庄下川作戦

「ふるさとの川」を守り、河川愛護の輪を広げていくことを目的として、「甦（よみがえ）る水 100 選」にも選ばれた庄下川を未来に残していきたいと、流域企業や市民の皆さんが長年続けられている河川清掃活動です。

○街なみ街かど花づくり運動

市民自らの手でまちを花で飾り、美しい街なみ景観の向上を図ることにより尼崎のイメージアップを図っています。



街なみ街かど花づくり運動



不法広告物の一斉除却

4 PR・啓発活動の推進

都市美形成を推進していくためには、市民・事業者・行政が目標や意識を共有し推進していくことが重要です。

このため、都市美形成について市民や事業者に分かりやすいパンフレットやホームページなどを作成して積極的にPRします。

また、イベントやフォーラムなどを通じて都市美まちづくりに関する様々な情報や取組事例を提供するなど、都市美形成に関する啓発活動を推進し市民意識の醸成を図ります。



フォーラムの様子